

教育機会確保法第7条に基づく基本指針に関する提言

本学会理事会は、教育機会確保法第7条に基づく基本指針の中に以下のような条項を置くことを提言します。

[同法第7条第2項第1号「教育機会の確保等に関する基本的事項」に関して]

(1) [施策充実・推進の原則]

教育機会確保法は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的としたものですので、同法を根拠として、教育機会確保を後退させるようなことがないように留意してください。たとえば、すでに夜間学級を複数設置している自治体が、夜間学級を閉鎖・縮小する根拠に同法を利用することを認めないでください。

(2) [教育の機会の確保等の解釈]

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等」という施策の内容は、中学校夜間学級の設置・充実だけを指すものではなく、すでに行われている識字教室や日本語教室などに対する公的支援も含めた解釈を希望します。国及び地方公共団体は、識字教室や日本語教室などによる学習機会の確保にも努めてください。

(3) [個別対応、背景事情配慮]

義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者への教育機会確保においては、地方公共団体及び教育現場は、個々の学習者のプライバシーを尊重しつつ、その心身の状態、生活の状況その他の背景事情について慎重な配慮をするようにしてください。ここで言う「プライバシーの尊重」とは、「自分に関する情報は自分でコントロールできる権利」の尊重を指します。「プライバシーの尊重」を理由として、不登校児童生徒の状況の把握を怠ったり、不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者間で共有することが妨げられたりしないようにしてください。

(4) [学習言語及び母語の保障]

地方公共団体は、日本語を母語としない者であって義務教育の段階における普通

教育に相当する教育を十分に受けていない者につき、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするため、日本語指導を適切に実施してください。また、家族の関係をゆたかにし、本人のアイデンティティを確保するためにも、母語の保障にも努めてください。

(5) [授業・行事公開]

教育機会の確保等に関する施策が国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにするためには、地方公共団体が、学習者の意思を尊重しつつ、授業や行事を積極的に公開してくれることが有効です。

(6) [夜間学級設置に関する地元住民の理解の促進及び昼間の生徒との交流の推進]

国及び地方公共団体は、夜間学級新設の際に、地元住民がその意義と必要性について理解を深められるような配慮をしてください。また、夜間学級併設校においては、昼間の生徒と夜間の学習者との交流を推奨してください。

[同法第7条第2項第2号「不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項」に関して]

(7) [個別事情の配慮と意思の尊重]

不登校児童生徒に対し教育機会を提供する場合には、当該児童生徒の個別の事情に十分配慮し、本人の意思を尊重するとともに、心身の状況に応じて適切な学習活動と支援（休養も含む）を行ってください。

(8) [不登校を生まない学校づくりの推進]

学校の教職員は、不登校経験者の中には、自立した生活を営む上で不可欠な知識や技能を習得できずに社会を生きていかなければならない者もいることを認識し、不登校を生み出さない教育環境の整備により一層努めてください。教育行政は、そうした学校現場の努力を支えていくための支援を講じてください。

(9) [財政的支援と人員配置]

国及び地方公共団体は、不登校特例校（例：京都市立洛友中学校）開設及び教育支援センター設置の促進に向けて積極的な財政支援をお願いします。加えて、財政だけでなく人的な支援も不可欠です。教員やスクールカウンセラー等の配置には、特段の配慮をお願いします。

(10) [外国にルーツのある子どもの不就学の実態把握と対策]

不登校児童生徒には、外国にルーツのある子ども（日本国籍、外国籍を問わず日本語指導が必要な児童生徒）であって、いわゆる「不就学」あるいはそれに近い状況にある者を含むことに留意してください。国及び地方公共団体は、外国にルーツをもつ子どもの教育機会の実態を把握し、民間団体等の協力も得ながら、有効かつ具体的な対策を講じてください。日本の学校文化になじめずに不登校になったり、経済的な理由から民族学校に通えない子どもがいます。

[同法第7条第2項第3号「夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項」に関して]

(11) [夜間中学開設の促進]

地方公共団体が、夜間中学等の設置促進を行う場合、国はそのニーズ調査の方法や夜間中学校設置に向けてのノウハウ等に関して、必要に応じて民間団体等のネットワーク（基礎教育保障学会も含む）の活用等、具体的な支援・指導をお願いします。義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者を対象とした夜間中学をすべての都道府県において設置するとともに、国は、必要に応じて複数の夜間中学設置を検討するよう都道府県に働きかけてください。

(12) [夜間中学開設等のための都道府県の主導性]

義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者に対し夜間その他特別な時間に授業を行う学校における就学の機会を提供する場合においては、当該学校を設置する地方公共団体の住民以外の者もできるかぎり広範囲な地域から就学が認められるようにするため、都道府県が率先して、市町村間の（場合によっては都道府県間の）利益調整と合意形成に努めてください。

(13) [就学保障]

地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者に対し夜間その他特別な時間に授業を行う学校における就学の機会を提供する場合においては、給食の確保、通学における交通手段の利便性、学校内におけるエレベータ利用の可能性など、学習者が実際に学習の場所に到達し就学できるように配慮してください。国は、地方公共団体がそうした施策を講じられるような支援をお願いします。

(14) [学習者の必要性に発した教育活動]

義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者に対し夜

間その他特別な時間に授業を行う学校における就学の機会を提供する場合においては、当該学校の教職員は、個々の学習者につき、学習上及び生活上の切迫した必要性の所在を的確に把握し、その必要性に対応して教育活動における力点の置き所を変えるよう努めてください。

[同法第7条第2項第4号「その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項」に関して]

(15) [未修了・非識字全国実態調査]

国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者だけでなく非識字者についても全国規模の継続的な実態調査を行ってください。その際、1948年、1955年に国が実施した読み書き能力調査を参考にしつつ、同規模の調査であることをのぞみます。本学会は、調査設計段階からの協力を惜しみません。

(16) [大量かつ効果的な広報]

国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する市民の理解を深めるために、テレビや新聞、パンフレット、インターネット、シンポジウム、講演会その他の多様な広報手段を重複的に用いて大量かつ効果的な広報をお願いします。広報物は、ルビ付版も併せて作成することを提案します。

(17) [教員養成]

国及び地方公共団体は、大学における教員養成課程の中に、不登校や非識字者に関わる現状と課題、年少者に対する第二言語としての日本語教育に関するものを盛り込むことを奨励してください。

(18) [職員研修]

国及び地方公共団体は、教育行政の担当者及び学校の管理職を含む教職員全体を対象として、教育機会の確保等に関する研修をさまざまな機会を設定して実施してください。

(19) [自主夜間中学、識字教室への公的支援]

国及び地方公共団体は、民間のいわゆる自主夜間中学や識字教室における教育・学習活動の実態を把握した上で、その教育・学習活動に対して、学習場所の提供、交通費の援助、教材費の援助、給食の提供その他の支援を積極的に行ってください。